

第 16 回軽米町議会定例会

令和 7 年 6 月 6 日（金）

午前 10 時 00 分 開 議

議 事 日 程

日程第 1 一般質問

8 番 茶 屋 隆 君

5 番 江刺家 静 子 君

日程第 2 議案第 5 号 情報通信施設放送設備更新工事（第 2 期）の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 3 議案第 6 号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第 4 議案第 7 号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第 5 議案第 8 号 令和 7 年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○出席議員（１０名）

1 番	田 中 祐 典 君	3 番	上 山 誠 君
4 番	西 舘 徳 松 君	5 番	江刺家 静 子 君
6 番	中 村 正 志 君	7 番	田 村 せ っ 君
8 番	茶 屋 隆 君	1 0 番	細谷地 多 門 君
1 1 番	本 田 秀 一 君	1 2 番	松 浦 満 雄 君

○欠席議員（２名）

2 番	甲 斐 鉦 康 君	9 番	大 村 税 君
-----	-----------	-----	---------

○地方自治法第１２１条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 本 賢 一 君
副 町 長	江刺家 雅 弘 君
総 務 課 長	日 山 一 則 君
政 策 推 進 課 長	野 中 孝 博 君
政 策 推 進 課 主 幹	鶴 飼 義 信 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	寺 地 隆 之 君
税 務 会 計 課 主 幹	於 本 博 之 君
町 民 生 活 課 長	輪 達 ひろか 君
健 康 福 祉 課 長	竹 澤 泰 司 君
健 康 福 祉 課 主 幹	日 向 安 子 君
産 業 振 興 課 長	輪 達 隆 志 君
地 域 整 備 課 長	神久保 恵 蔵 君
水 道 事 業 所 長	神久保 恵 蔵 君
教 育 委 員 会 教 育 長	小 林 昌 治 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長	古 舘 寿 徳 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	日 山 一 則 君
農 業 委 員 会 会 長	笹 山 結 実 男 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	輪 達 隆 志 君
監 査 委 員 事 務 局 長	関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	関 向 孝 行 君
議 会 事 務 局 主 任	竹 林 亜 里 君
議 会 事 務 局 主 事 補	向屋敷 苺 君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、甲斐鉦康君から本日欠席する旨の届出がありました。

これから本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の一般質問は、通告順によって 8 番、茶屋隆君、5 番、江刺家静子君の 2 人としします。

次に、本日付で町長から議案 4 件の追加提出がありました。配布してございますので、朗読は省略いたします。

町長から追加された議案 4 件の取扱いについては、本日午前 9 時 30 分から開かれた議会運営委員会において協議した結果、令和 7 年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会に付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。以上により、追加議案の付託区分表は配布してございますので、朗読は省略いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第 1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

◇ 8 番 茶 屋 隆 議員

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

通告した質問方式は一括質問、一括答弁方式、持ち時間は 60 分で、11 時 1 分までとなります。

〔 8 番 茶屋 隆君登壇〕

○ 8 番（茶屋 隆君） おはようございます。8 番、茶屋隆です。議長の許可をいただきましたので、通告しておきました商工観光と町の活性化について質問いたします。

5 月 21 日、岩手日報に「「県内商工会広域連携へ」共同で事業、事務効率化 3 地区準備」という見出しで、「「陸前高田と住田」「岩手と葛巻」「洋野と野田」

の3地区が協議会の立ち上げ準備を進めており、早ければ7月に連携事業をスタートさせる。県内の3地区をモデル地区に選定したほか、本年度は「岩泉・田野畑・普代」「一戸・軽米・九戸」「雫石・西和賀」の各商工会も検討を始める予定。連合会は、広域連携は統合を前提としたものではないと説明する」と掲載されていた。このことを踏まえて、町として、商工会として今後どのような取組、対応が必要なのか、3点について伺います。

まず1点目、「広域連携は統合を前提としたものではないと説明する」ということですが、将来的に事務・事業を見直し、統合も視野に入れるのではないかと推察されますが、そういった心配はないのか伺います。

2点目、近年は、軽米町だけではなく県内各市町村で、人口減少や経営者の高齢化などで今後は商工会の機能を維持することが困難になる可能性があるかと危惧されていますが、その点について、今まで商工会とどのような話し合いをされているのか伺います。

3点目、商工会は、主に町村部で商工業者が会員となって組織し、それぞれの事業や地域経済の発展のために取り組み、中小や零細事業者向けの事業を展開し、経営支援や各種相談、情報提供、研修会なども開催する団体で、県内には25の商工会があります。商工会は、町の商工業者のためにはなくてはならないものです。また、町の活性化のためにも必要不可欠なものです。商工会は、組織として青年部・女性部・役員（幹部）として、それぞれの分野で役割分担して、町の行事・イベント等に協力してきました。今後も今まで以上の協力が必要です。今県内商工会の広域連携が岩手日報に取り上げられたということは、今後の商工会の在り方を見つめ直すいい機会ではないでしょうか。町として今後、商工会とどのように連携を図り、どのような方向性で対応されていくのか伺います。

以上、3点よろしく願います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の商工観光と町の活性化についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の商工会の広域連携による将来的な事務・事業を見直し、統合について心配はないかについてであります。今回の広域連携は組織的に一体となる統合とは異なり、それぞれの商工会の体制のまま、研修会・商談会・イベント等で共同で実施できる事務・事業について連携して実施することにより、事業運営を効果的かつ効率的に推進していくことが目的であり、事務・事業を見直し、統合について検討する予定は現時点ではないと伺っております。

2点目の人口減少や経営者の高齢化など、今後商工会の機能を維持することが困

難になる可能性について、今まで商工会とどのような話し合いをしているのかについてお答えいたします。これまで商工会機能を維持することが困難になることについて正式な話し合いの場を設けてはおりませんが、毎年の事業要望の際や課題が発生した場合はその都度問題を情報共有し、解決してきたところでございます。

今後ともこまめに情報共有しながら、町内事業者の経営支援・地域経済の発展・町の活性化などの活動を継続できるよう、商工会の機能維持に向けて支援してまいりたいと考えております。

3点目の町として今後商工会とどのように連携を図り、どのような方向性で対応していくのかについてお答えいたします。広域連携が実現すれば、事務事業の集約化によるコスト削減など期待される効果はあると考えますが、人口減少、高齢化などに伴う会員数の減少はマンパワーや財政的な課題につながるものと推察されます。

商工会では、かるまい夏祭り、軽米ブランド推進事業、プレミアム付き商品券発行事業や青年部のフリーマーケット、花火大会、女性部による街路灯の装飾事業など、地域経済の発展、町の活性化のための事業を実施しており、町では財政的支援を行っております。また、町内事業者の経営発達支援事業の計画・実施状況などについて、会議に参加し情報共有を図っております。

今後とも、茶屋議員の懸念される軽米町商工会の組織弱体化につながらないよう支援を行うとともに、商工会との情報共有を一層密にして、状況につきまして引き続き注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） それでは、再質問させていただきます。

商工会の統合というのは、時期尚早かもしれませんが、恐らく何年か先には考えられることだと思います。そのためにも、今から少しでも対応を考えておかなければいけないと思います。そこで、2点について質問します。

1点目、5月3日の森と水とチューリップフェスティバルに参加の町外の出店者は10店足らずでした。昔に比べれば半分ぐらいに減っています。当然のごとく、町内の商店街を見ても各町内会、空き店舗が目立っています。ということは、商工会の会員も減っているということで、必然的に商工会も縮小し、今後は商工会の機能を維持し活動していくことが困難になる可能性があるということです。すぐそうならなくても、そういうことを考えて取り組んでいく必要があると思います。

今まで町としては、イベント等は商工会、各種団体と連携して事業、行事をやってきましたが、商工会が統合し縮小されれば今までどおりにはできなくなり、町の負担が増えるということです。そうなる前に対策を考えておかなければいけないと

と思いますが、いかがでしょうか。

2点目、令和元年から令和2年に実施した商工会への委託事業、地域力創造推進事業などを契機に、現在地域おこし協力隊員は本年度1人着任して5人になり、それぞれが各分野で活動されています。任期を終えた2人は、新たに地域おこし専門員として引き続きかるまい文化交流センター宇漢米館のにぎわい創出、特産品開発、移住・定住などの取組を進めているということで、町長の政務報告によれば、地域おこし協力隊について、今後も地域おこし協力隊制度を活用した地域活性を進めていくということです。ぜひ地域おこし協力隊員をもっと多く招致し、地域活性化、商店街活性化、軽米町の活性化につなげてほしいと思いますが、いかがですか。

以上、2点についてお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の商工会が統合・縮小する前に何らかの対策を検討しておくべきとのご質問に関しましては、先ほども答弁いたしましたとおり、軽米町商工会の統合等について検討する予定は現時点ではないとのことでありますけれども、引き続き連携を密にしながら各種課題に対応してまいりたいと考えております。

2点目の地域おこし協力隊制度のさらなる活用につきましては、これも政務報告で申し上げましたとおり、今後も隊員の確保を進め、町の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） 再々質問で最後ですけれども、では1点だけお伺いします。

軽米町観光協会は、令和7年度も当町への観光客の誘致促進と知名度向上を図るため、これまで実施してきた森と水とチューリップフェスティバル、軽米秋まつり、食フェスタinかるまい、かるまい冬灯りイルミネーション点灯式、観光と物産キャンペーンの5事業を中心に取り組んでいくと思います。

考え過ぎかもしれませんが、もし商工会の統合があれば、今までと同じような活動は難しくなると思いますが、今後、軽米町観光協会としてどのような形で商工会、各団体と連携してイベント等、商店街の活性化、町の活性化に取り組んでいかれるのかお伺いしまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 先ほどの答弁と重複すると思いますが、軽米町観光協会、それか

ら商工会、それから地域おこし協力隊と連携しながら、この取組につきましては今後協力体制を取りながら円滑に事業実施、進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○ 8 番（茶屋 隆君） ありがとうございます。

◇ 5 番 江刺家 静 子 議員

○議長（松浦満雄君） 次の質問者に移ります。

江刺家静子君。

通告した質問方式は一括質問、一括答弁方式、持ち時間は 6 0 分で、1 1 時 1 5 分まで。

〔 5 番 江刺家静子君登壇〕

○ 5 番（江刺家静子君） 5 番、日本共産党、江刺家静子です。質問、よろしくお願いします。

最初の質問です。訪問介護事業所への支援についてということで質問します。軽米の町内には、民間のくつろぎの家、またヘルパーステーションせせらぎ、訪問介護事業所いちいの 3 か所ありますが、いちは軽米町が行政改革で民間に移管した施設であります。ヘルパーステーションせせらぎは、施設の中だけで訪問介護をするという方式のようですので、一般家庭に介護で訪問することはないということです。

3 月の定例議会で、ある議員から、社会福祉協議会、いちいが訪問介護をやめるというような話を聞いたということを突然聞きました。それで、例えばくつろぎの家 1 軒だけになってしまった場合、軽米町内のこの広い中を訪問して歩くにはあまりにも効率も悪いし、経営的にも大変なのではないかということで、何としてもこの訪問介護事業所いちいを最低残すということで、町に支援してもらいたいと思っています。

国は、介護事業所などの反対を押し切り、令和 6 年度から訪問介護の基準報酬を 2 % から 3 % 削減しました。全国で訪問介護事業所の倒産・休廃業が続出し、軽米町内の訪問介護事業所も存続の危機に瀕しています。訪問介護は、独り暮らしの高齢者をはじめ要介護者や、その家族の生活を支える上で欠かせないサービスです。利用者の訪問に当たり、過疎地・山間地は移動に時間がかかり、ガソリン代などの費用がかかりますが、移動時間や費用は報酬の対象にはならないということでした。

当町のように広い地域を車で移動しなければならない場合、一日に対応できる件数が少なくなります。例えば生活支援をする場合でも、一つの例を言うと、笹渡地区の訪問のお宅に行って、買物もしなければならないとなると、そこから今度はまた車を飛ばして町内まで来て買物をして、また向こうに引き上げるということで、

移動だけでも本当に時間がなくなってしまうというようなことも聞きました。

国は、「住み慣れた地域で暮らす」ということを前面に出した地域ケアシステムを提唱しておきながら、訪問介護基本報酬を引き下げたことにより、訪問介護は深刻な危機に直面しています。今新聞、テレビなどのマスコミでもこの介護事業所のことが特集を組まれて、人手不足とか経営が赤字だということで、番組が何回もあるような状況です。

訪問介護存続のために、町として緊急に町内の介護事業所存続に給付金などの支援を求めるが、いかがでしょうか。事業所存続のために緊急支援が必要ではないかと考え、質問しました。よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の訪問介護事業所への支援についてのご質問にお答えいたします。

依然として続く物価高騰に加え、令和6年度の介護報酬改定による訪問介護報酬の引下げは、江刺家議員ご指摘のとおり、訪問介護事業所の経営に対し一定の影響はあるものと認識しております。

この改定により、訪問介護の基本報酬は引き下げられましたが、介護職員等処遇改善加算については最大24.5%の加算が取得できるとともに、中山間地域での継続的なサービス提供を行う事業所を適正に評価する特定事業所加算が見直しされております。

町では、この改定の内容について、町内の訪問介護事業所の皆様へ丁寧な説明と情報提供を行い、加算を取得できるよう支援してまいります。

また、事業所の経営状況を定期的に把握し、事業所の課題等を共有することで、必要な支援策を検討してまいりたいと考えております。

その上で、必要に応じて国、県または二戸地区広域行政事務組合に対し、中山間地域の実情を踏まえた対応を求める要望を行ってまいります。

町として独自の支援策については、現時点では未定であります。国、県の動向や事業者の皆様の声を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございました。今、私が知らなかった介護職員等処遇改善加算、そして特定事業所加算が見直しされているということでした。これは、国で加算が必要だということで出されたものだと思いますが、これが訪問ヘルパーたちの人件費などというのか、訪問の事業に使えるものなのかどうかという

ところもちょっと心配なのですが、増えた部分もあったということでした。

それで、3月の議会の定例会で、国への請願、訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める請願を議会全会一致で採択し、内閣総理大臣をはじめ各大臣に提出したところです。けれども、訪問部門をなくしたいというようなことを聞きましたので、緊急を要すると思います。

そこで、町長はいちいが、事業所閉鎖の危機を知っていたでしょうか。町民になくってはならない訪問介護事業所です。町で移管した施設でもあるし、本当に1か所だけでは町内をととても回り切れない、距離的に遠くて回り切れないので、どうしても1か所は必要だと思います。

あと、別な話ですが、介護ステーションも撤退するし、あと入浴サービスも軽米町にはなかなか、二戸市とか南郷から来るそうですが、なかなか手が回らないようなのです。ですから、ぜひ今時点での……支援してまいりたいと答えていただきましたが、どのようなことを具体的にできるかお聞きします。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

そういった介護報酬の削減から始まって、なかなか各事業所も運営することが非常に難しいというような状況は、町のほうでも把握しております。また、1事業所だけになると、いろいろ町内幅広くサービスを提供するという点についても厳しい状況が見込まれるというようなご指摘でございます。そのため、これは国策としてやはり国のほうでもそういった部分をきちっと見直していただきたいと思います。国のほうにも要望しておりますけれども、ただ緊急的にどうしてもというような状況があるようであれば、町としてもどういった支援ができるのかということを検討していきたいということで申し上げたものでございますので、いずれ早急に各事業者のほうから今現在の状況というものをやはりきちっと確認した上で、町のほうでも福祉サービスについてはどういった支援ができるのかというようなことを検討していきたいと考えておりますので、今ここでどういった支援という具体的な部分については申し上げられませんが、そういった部分を検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございました。介護事業所と包括支援センターなどでは連携取り合ったり、会議でも何回も会ったりされていると思います。

私は、団塊の世代と言われる年代なのですが、団塊の世代が今、全員もう後期高齢者に入ったということで、本当にこの訪問介護の制度があればこそ在宅で暮らし

ていけるということになります。それがなくなると、みんな施設に行かなければならないというようなことになりかねませんので、ぜひとも訪問の事業所が存続できるように町で応援していただきたいと思います。応援、支援したいというふうに答えていただきました。

全国では、もうどうしようもないときは、なくすわけにはいけないので、自治体が引き取って経営しているところもあります。また、独自のその町の町が給付金を出しているところもあります。町民に優しい町であることを全県に示せるようなこと、介護のことについてもよろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 質問しました。いいですか、次に移りますか。はい、ではお願いします。

〔５番 江刺家静子君登壇〕

○５番（江刺家静子君） では、支援のほう、よろしくお願いします。

２つ目の質問に入ります。加齢性難聴者の早期発見と補聴器購入補助制度についてということです。これは、何年か前にも１回質問いたしました。その難聴で結構いろんな人との関わりが減っていった認知症につながっていくという例もあるということで、また出させていただきました。

ぼけたと言われるのは本当につらいものです。まず、加齢による難聴は、その程度の違いはありますが、避けられない生理的な変化です。７５歳以上では、約半数が難聴に悩んでいると言われ、心身の健康に大きく影響し、生活の質に関わります。抑うつや閉じ籠もりによるフレイルにつながると言われ、高齢者の尊厳に関わる問題でもあります。

補聴器使用が有効ですが、補聴器は高額で、保険適用がなくて全額自己負担であることも、年金暮らしの高齢者にとっては購入が難しい現状もあるのではないのでしょうか。

まず、加齢性難聴の早期発見のため、特定健診などの健診に聴力検査を実施できないかということです。少しでも早く発見して、耳が遠くなっても、別にどこも痛いこともないので、結構皆さん聞こえにくくなったと言いながら、耳鼻科に行っている程度治療をすれば回復するという例もあるのですが、そういうふうなことを健診などで聞いていただければいいなと思いました。

それから２つ目、補聴器購入に係る費用の一部を助成できないかということで、全国的にこの補聴器の購入補助が広がっています。東京２３区では全て制度が実現し、全国では４６４の自治体でこういう制度をつくっているようです。岩手県でもかなり増えてきております。ぜひとも軽米町でもつくっていただきたいなと思います。

３点目、役場の窓口での対応とか、健診とか行事などに参加した難聴の方にどの

ような対応をしているかということもお聞きします。二戸市の市役所の窓口に何かちょっと耳が聞こえにくい人が来たときに、会話をするときに使う器具といいますか、そういうものを用意したというのが新聞に載っておりました。あと、役場の行事に参加したときに、例えば正面でしゃべっていただければいいのですが、こちらのほうで司会する方がしゃべると、今マスクをかけていても、口の動きと聞こえないとの一緒に合わせて聞き取るので、正面に来ていただいて大きな声でしゃべっていただければいいなということがあります。

それから、ある方から言われたのですが、かるまいテレビで文字放送があります。高齢者の場合は、あれを読んで、理解しないうちに次が変わってしまっているから、あれを読んでいただければいいなという声もありますが、以上の３点についてお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の加齢性難聴者の早期発見と補聴器購入助成制度についてのご質問にお答えいたします。

江刺家議員のご指摘のとおり、加齢による聴力の低下により他者とのコミュニケーションに支障が出ることで、家庭の中や社会でも孤立しやすくなり、ひきこもりになるおそれや認知症のリスクを高める要因になるとの指摘があることについては認識しております。

１点目の加齢性難聴の早期発見のため、特定健診などの健診に聴力検査を実施できないかについてであります。現在国が示す特定健診及び後期高齢者健診の実施基準は、内科的な生活習慣病の予防と身体並びに口腔機能、低栄養状態への対策に関する検査項目並びに問診内容となっております。

聴力低下によるフレイルの進行も懸念される事柄でございますが、町としましては、国の示す項目を基に生活習慣病対策並びにフレイル対策をしっかりと行っていくことが基本と考えております。

岩手県後期高齢者医療広域連合に確認しましたところ、現時点で健康診査での聴力検査導入や検査への補助制度は設けていないとのことでございます。聴力検査の導入については、今後国や県の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

２点目の補聴器購入に係る費用の一部助成ができないかについてであります。町の補聴器購入の補助については、障害者総合支援法に定める補装具として、聴覚障害の身体障害者手帳の６級以上の交付を受けている方を対象とした国の補助制度により対応しております。加齢性難聴の方に対する補助については現在行っておりませんが、全国的にも、岩手県内においても独自の助成を行う自治体は少しずつ増

えているようでございます。

町といたしましても、「高齢者がいつまでも生き生きと幸せに暮らせる安心な地域の実現」を目指して、国、県の動向を注視しながら、先行して取り組んでいる自治体の実績や効果を検証しながら検討してまいりたいと考えております。

3点目の役場窓口等での耳が聞こえづらい方の対応につきましては、お客様の表情を確認しながら、ゆっくりと分かりやすく、大きめの声で話しかけるよう心がけるとともに、必要に応じて筆談や、パーティションに取り付けて使用する双方向会話アシストシステムを併用しながら対応しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございます。

国の補助制度の中には、聴力検査の項目はないということでした。なくてもやっていただければうれしいのですが、さらに補聴器の購入、例えばふるさと納税とか、そういうものは活用できないのでしょうか。多分実施しているところは、国の補助制度がなくても何かの財源を見つけてやってくれていると思います。それで、今回出させていただきました。

聴力検査ができない場合、今ちょっと健診の時期に入っているのですが、健診項目を見ると、例えば1日にお酒をどのくらい飲みますかとか、いろんな答える項目があるのですが、その調査票の中に「耳の聞こえはどうか」というものを加えていただいて、そして1回病院に行って診てもらうように勧めるか、何かそういうのでも少しは前に進むのではないかなと思います。聞こえない、聞こえないと言っている、耳に何か詰まっていたりとか、耳の病気だったりする場合もあるので、項目として、保健師たちが健診とかいろんな機会があると思いますので、そういうこともやっていただけたらいいなと思います。

目の検査はあるのですけれども、75歳過ぎると目の検査もしてもらえないとか。この聴力のことについて、今国の健診項目にはないけれども、検査までいかなかった、相談というか。本当にそれで認知症になっていく、家の中ですごく困っている方もいらっしゃる、そういうことの指導というかはいかがでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課主幹、日向安子君。

〔健康福祉課主幹 日向安子君登壇〕

○健康福祉課主幹（日向安子君） ただいまの江刺家静子議員の質問、提言にお答えいたします。

今回の質問につきましても、とても勉強になるというか、考えさせられるものであったと思っておりました。難聴で悩む方はいらっしゃいまして、議員もお話しし

ていましたとおり、自覚症状が出て聞き取りにくい、人の話が聞きにくいなどといった時点で耳鼻科に行っていたら、先生に適切に指導していただけるかなというところもありまして、集団健診のほうには、そういった理由もありまして、国でも項目に入れていないのではないかなと思うところもあります。専門の先生、いろんな考えがあると思うのですけれども。

聴力検査の1つ、質問項目を取り入れてはどうかというところですが、国の方針では今のところ入っておらないのですけれども、町としましてどのように考えていくかというところ、担当のほうでも検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございました。

この質問についてはここで終わりますけれども、加齢性難聴が認知機能につながっていく場合があるということもあって、本当にそうになると、今度は介護が必要になったり、家庭でも本当に大きな声でしゃべって人間関係もあまり楽しくなくなったりしますので、ぜひとも耳のことも取り上げてほしいなと思います。よろしくお願いします。

では、3つ目の質問に入ります。メガソーラーや風力発電の火災や災害の対応についてということで質問いたします。本年の4月の末でしたが、高家のメガソーラーで2回、火災が発生しました。また、秋田市では風力発電の羽根が破損し、死亡事故がありました。軽米町の風力発電が、どこの場所か分かりませんが、新聞によると、同じメーカーの羽根というのですか、風車というのですか、それが軽米町にも設置してあると。あと、二戸市、一戸町にもあるようなのですが、二戸市と一戸町は秋田市と同じ型で停止中であると。そして、軽米町は同じ会社の製品ではあるが、同じ型ではないので、運転を継続しているということでした。それがその後どうなっているのかということが気になることです。

まず、1つ目の質問項目としては、軽米町の高家のメガソーラーの火災の原因と経過、地域住民への説明はしたか。メガソーラーというのは、火災が起きた場合に、今回はすぐ消えたからよかったのですが、水をかけられないということで、何か粉末の消火剤を用意しておいていただければいいのですが、何か粉末の消火剤を用意しているところもあると聞きます。そういうものについて、地域の人には心配しているのではないかと思います。地域住民へは説明したでしょうかということです。

それから、もしも大きくなったときの避難の仕方とか、そういうものはどうなのでしょう。

2つ目として、発電施設の町民視察の実施はないかということで、前はメガソー

ラーのところは何回か行っていろいろ説明を聞いたり、状況を見たりしたのですが、それからは風力発電とか出てきていますので、どういう場所に建っているのか、素人ではありますが、行ってちょっと確認したり、どういう設備なのか聞きたいなど思うところがあります。

それから3つ目は、地域資源を守るため、再生エネルギー施設の設置規制や廃棄物、環境に対応する条例制定が必要ではないかということです。というのは、軽米町の再生可能エネルギー発電の促進に係る農山村活性化計画というのがあって、それに基づいてやっているということで、実際県の環境基準とかいろいろあるようなのですが、何か少し緩いのではないかなという、これは感じのあれなのですが、そういうことを感じます。こういう場所に造ってはいけないとかというのは、いろんな法律につながっているとは思いますが、役場にはそういう専門的な方がいらっしやらないので心配するものです。

以上、質問します。よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員のメガソーラーや風力発電の火災や災害の対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の高家メガソーラー火災の原因と経過、地域住民への説明はしたのかについてであります。軽米高家太陽光発電所の火災については、令和7年4月23日、4月29日と計2回、施設内で発生し、異常を察知した事業者職員が現地に駆けつけ初期消火を行い、鎮火したもので、その後消防職員の現場検証等を受けたものであります。焼失面積は、23日が約7平方メートル、29日が約4平方メートルで、いずれも敷設ケーブル、下草などが焼失したものであります。原因は、現在事業者において詳細を調査中でありましてけれども、太陽光パネルで発電した電気を送電するケーブルをまとめて収納しているケーブルラック内に小動物が入り込み、ケーブル類をかじることで損傷し、接触不良が発生し、火災となった可能性がある旨の報告を受けており、発生原因と今後の対策については明らかになり次第報告を受けることとなっております。

町内の再生可能エネルギー発電施設などの状況把握については、町では年2回防災パトロールを実施し、事業者立会いの下、施設内の管理状況、防災施設の点検、災害時の緊急連絡体制の確認等を行っており、各事業者においても日頃から安全管理のための巡回確認を行っており、異常が発生した場合は関係機関への通報のほか、町にも報告する体制となっております。

今回の火災においても、事業者から連絡があり、担当職員が状況確認のため現地に駆けつけるなど、適切な対応を取っております。

地域住民への説明はしたかどうかについては、現在事業者において原因の究明と今後の対応策を検証している段階のため、再発防止等がまとまった段階で地元住民へ説明するよう指導しております。

また、秋田県における風力発電施設におけるブレード落下事故に係る対応につきましては、町内には1基の風力発電施設があり、秋田県で事故が発生したものは別型の機種ではありますが、ファイバースコープ等を使用し亀裂や損傷等がないかどうかの緊急点検等を行うこととなっており、点検結果については町に報告することとなっております。

事業者では、今回の事故に係らず、月次点検のほか定期自主点検、風車メーカーによる定期点検をそれぞれ年2回実施しており、発電開始した令和3年2月からこれまで異常はない旨報告を受けております。

2点目の発電施設の町民視察の実施については、平成27年から実施してまいりましたが、新型コロナウイルスの影響や参加希望者がなかったなどの理由により、近年は実施しておりませんが、機会を捉えて再開したいと考えております。

3点目の再生可能エネルギー施設の設置規制や廃棄物、環境に対応する町独自の条例の制定については、再生可能エネルギー施設の設置に関しては既に国、県が定める多数の規制やガイドラインがあり、再生可能エネルギー施設の設置においては、森林法、農地法、建築基準法などの既存法令に加え、災害対策基本法に基づくハザードマップとの整合性、環境影響評価法や各省庁、県が策定するガイドラインにより、事業者は事前に環境への影響を評価し、適切な対策を講じることが義務づけられております。これらの既存の枠組みの中で、環境への配慮や地域との共生が図られており、現行法制度で安全性や環境保全は担保されていると認識しております。

今後再生可能エネルギーの導入が進む中で、新たな課題が生ずる可能性を常に意識しながら対応してまいります。現時点では既存の法制度と、地域住民との丁寧な対話を通じて適切に対応していくことが最善の策であると考えております。

今後も関係機関と連携し、再生可能エネルギーの健全な普及と農林業との調和、環境保全の両立に向けて、適切に情報収集を行いながら対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございました。

いろんな法律があつて、森林法、農地法、建築基準法など、こういうものに適合しているというのか、整合性など、こういうものに適合しているかどうかということが分かるような職員が町にはいらっしゃるのでしょうか。県でいろいろ審査をしてくれるということでしょうか。

あと、具体的なことをお聞きしますと、風力発電で羽根が折れたことなのですが、緊急点検を行うこととなっており、点検結果については町に報告することとなっておりますということで、これはまだ報告は来ていないということですか、なっておりますということでした。

軽米町では、再生可能エネルギー発電の促進に係る農山村活性化計画というものがあって、それに基づいてやっていると思いますが、ちょっと個別にお聞きします。その活性化の委員たちの会議といいますか、それがあったと思うのですが、これはホームページに出ていた会議の議事録なのですが、この風力発電の風車が、どの風車か分からないのですが、とても大きなものがついているらしいのです。今まだ工事中なようです。国内でも多分、陸上の中では一番大きい機種になると思いますということで、こういうものをちょっと見学したいなといいますか、国内で一番大きいのがどこに建つのかなというの、ちょっとそういうのも知りたいのですが。

それから、その会議の中である方が、名前は載っていないのであれですが、高家の火事のことについて、草がぼうぼう、太陽光発電所の下草に引火したというニュースもちらっと見ましたが、こういうことが起こらないようにしっかり整備してまいりますということで、パネルの下は常時草を刈って、あまり伸びないようにしているのかなと思いましたが、この方は、ぼうぼう生えているということで、そんなに草が伸びているのかなと思いました。そういうことは、町の職員は年2回ぐらいしか行っていないと分からないですね。

あとは、これもどなたか分からないのですが、青森県が再生可能エネルギーに対して新しい税金を賦課するという記事が新聞に載ったということで、この記事は投資家の目線で言うと、かなりショッキングなニュースで、相当力を入れて青森県を探して、開発しに行っても、軽米町みたいに受け入れてくれるところはないというようなことを発言しております。青森県で、そういうふうに造れば税金をかけるというふうなことになって、軽米町に行くと基準が緩いよということになると、町民の皆さんは木が切られているところを見ると、あそこもメガソーラーになるのかとかすごく心配しています。いや、新しく植林したから大丈夫だと思うよとかと言っているのですが、森林面積の10%というと、まだまだあると町長はおっしゃいましたが、本当に10%なんてとても私は多過ぎると思うのですが、こういうふうなことを防ぐためにも、例えば前に提案しましたが、メガソーラーのパネル1枚に対して税金幾らというふうなものをかけている市町村もあります。それが町の財政にもつながるし、幾ら人口が少なくなってきたとはいえ、将来に向かってこの自然を大事に使っていくという意味からも少し厳しくしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

今、この再エネの委員は何人いたか、発言を見ると、業者がほとんど、説明する

という意味もあったのですが、多くて、質問する方がないような感じでしたので、その辺は町のことであまり聞かないのですかね、いかがでしょうか。

○議長（松浦満雄君） それでは、休憩いたします。

午前 10 時 58 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（松浦満雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

江刺家議員の答弁から行います。

政策推進課長、野中孝博君。

〔政策推進課長 野中孝博君登壇〕

○政策推進課長（野中孝博君） 江刺家議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず 1 点目、町に法律が分かる専門家はいるのかというふうなご質問でございます。再エネ施設の整備に係る法律につきましては、国、県がそれぞれ所管してございます。ということで、それぞれ国、県の担当がしっかり審査した上で進めているということでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、風力発電事故に係る報告が町に届いているのかというふうなことでございますけれども、今後詳細な調査をするというふうなことでございまして、現段階では来ておりませんが、届くこととなってございます。

続きまして、風力発電施設はどこに整備されているのかというふうなことでございます。整備地区につきましては、折爪岳の北地区に風車 2 基を現在整備しており、今年度中の完成というふうな予定と聞いてございます。そちらに係る視察ということでございましたけれども、それにつきましては事業者等から確認しながら、今後機会を捉えて実施のほうを考えてまいりたいと考えてございます。

続いて、太陽光パネルの周辺の除草についてということでございます。管理状況ということでございますけれども、本年 5 月に防災パトロールを実施いたしまして、管理状況のほうを確認してございます。その際には、除草の処理を進めていたことについては確認しておりますので、また次回のパトロールの際も確認してまいりたいと考えております。

あと、青森県でも導入しております新税の導入についてということでございましたけれども、町には太陽光発電事業者、風力発電事業者でございますけれども、事業者の地元貢献ということで固定資産税、または自然のめぐみ基金への寄附、また祭りや各種イベント等への協賛など、様々な地元貢献をいただいておりますので、新税の導入ということについては現段階では考えてございません。

あと、再生可能エネルギーの推進協議会の委員の数でございますが、全体で 21

人となっております。町からは町長、発電事業者は6事業者、農林商工団体から7名、地権者団体からは3名、一般公募2名、行政機関ということで県のほうから2名、合わせて21名で審査をいただいております。その際には、事業の推進に当たって様々な意見を頂戴しながら進めておるというところでございますので、ご理解方よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 江刺家議員、11時27分までですので、よろしくお願いします。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） ありがとうございました。

私もよく分からないのですが、岩手県が（仮称）小軽米風力発電事業環境評価方法に対する知事意見ということで経済産業大臣宛てに提出したものとかが、いろんな、ネットで見ると見られるのですが、例えば住居から500メートルの近いところに風力発電機の設置が予定されているなど、本事業の工事の実施、また風力発電の稼働に伴い騒音や景観等に様々な影響が懸念されるというふうに出されています。こういう場合は、まず町でもそういうのを見ていって、何か注意とか指導したりするのでしょうか。

それとあともう一つ、最後の質問になりますが、木を切って一番心配するのが土砂災害、最近本当に集中豪雨がありますので、もし土砂災害があって崩れてきた場合は、そういうときはその工事、例えばメガソーラーの山から土砂が流れてきた場合は、やっぱり町がそれは災害復旧工事をするということなんでしょうか。素人なので、少しぐらい、2,000万円、3,000万円寄附金もらってもあれだよなとかと思ってしまうのですが、そういう災害が起きたときの対応の仕方といいますか、責任の所在というのですか、それはどうなっているかということをお聞きします。こういう自然を使った大がかりな事業なので、慎重の上には慎重をと願うものです。何かこれ以上増えてほしくないなと思ったりもします。すみません、よろしくお願いします。最後の質問です。

○議長（松浦満雄君） 政策推進課長、野中孝博君。

〔政策推進課長 野中孝博君登壇〕

○政策推進課長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、環境影響評価につきましては、それぞれの懸念事項などが記載された場合、事業者についてはその対応に努めるというようなことになってございますことから、町としてそれを指導するという立場にはございませんけれども、そのようなことが出た場合には事業者のほうにも働きかけてまいりたいと考えてございます。

また、土砂災害、事業者が設置した太陽光発電所等から土砂が流出した場合の対応ということでございますが、それはもちろん当然事業者のほうが一時的には対応しなければならないというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 以上で一般質問を終了します。

◎議案第５号から議案第８号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 日程第２、議案第５号 情報通信施設放送設備更新工事（第２期）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてから日程第５、議案第８号 令和７年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）までの４件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第５号 情報通信施設放送設備更新工事（第２期）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてから議案第６号 財産の取得に関し議決を求めることについてまでの２件について、総務課長、日山一則君。

〔総務課長 日山一則君登壇〕

○総務課長（日山一則君） それでは、議案第５号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第５号は、情報通信施設放送設備更新工事（第２期）の請負契約の締結に関し、地方自治法第９６条第１項第５号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

工事名は情報通信施設放送設備更新工事（第２期）、工事場所は岩手県九戸郡軽米町大字軽米第１０地割８５番地ほか、契約金額は１億１，１９８万円、請負者は岩手県盛岡市本町通３丁目２０番６号、北日本通信株式会社代表取締役社長、石月一志でございます。

情報通信施設放送設備は、放送事業者である軽米町がテレビ放送を町内全域に光ファイバーにより送信する設備で、平成２３年に稼働以来１４年を経過しております。このことから、放送設備等の故障により町内各世帯のテレビ放送が停止することのないように、放送設備等の更新を行うものです。

令和６年度から令和８年度の３か年度で本事業を計画しており、本年度は中間年度となります。

なお、本事業の財源については、過疎対策事業債を活用するものでございます。

工事概要につきましては、議案第５号関係資料に記載しておりますように、ＮＴＴ東日本小軽米電話交換局と晴山電話交換局の敷地内にあります小軽米サブセンター及び晴山サブセンターの設備更新とともに、軽米町役場センターと各サブセンターの監視系設備の更新を行うものでございます。

入札結果表の写しを参考資料として配布しておりますので、ご参照ください。

次に、議案第６号の提案理由をご説明申し上げます。議案第６号は、財産の取得

について地方自治法第96条第1項第8号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本財産を取得する目的は消防団活動に供するもので、取得する財産は小型動力ポンプ付積載車1台で、取得価格は1,551万円でございます。

取得の方法は、岩手県盛岡市上堂3丁目6番33号、株式会社ダイトク代表取締役社長、竹下博より買入れするものでございます。

配置先は軽米町消防団第6分団第3部の増子内地区で、納入期限は令和8年2月27日でございます。

購入しようとする小型動力ポンプ付積載車の仕様書及び入札結果表の写しを参考資料として配布しておりますので、ご参照ください。

議案第5号及び議案第6号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについて、教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

〔教育委員会事務局教育次長 古舘寿徳君登壇〕

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） 議案第7号の提案理由についてご説明いたします。

議案第7号は、財産の取得に関し議決をお願いするものでございます。学校給食配送車を取得するために、地方自治法第96条第1項第8号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

取得する目的は、児童生徒の給食の配送に供するためでございます。

取得する財産は学校給食配送車1台、取得予定価格は96万3,997円、取得の方法は岩手県九戸郡軽米町大字軽米第13地割115番地の2、高常自動車工業株式会社代表取締役、高橋啓介から買い入れるものでございます。

今回の取得については、古くなった学校給食配送車の更新を図るためのものでございます。

なお、関係資料として仕様概要、入札結果表を議案に添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、議案第7号についてご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第8号 令和7年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、町民生活課長、輪達ひろか君。

〔町民生活課長 輪達ひろか君登壇〕

○町民生活課長（輪達ひろか君） 議案第8号 令和7年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ244万7,000円を増額し、総額10億2,819万9,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては一般保険者分の前年度繰越金が確定したことに伴い増額するものです。歳出につきましては、一般保険者保険税還付金を230万1,000円、予備費として14万6,000円を増額するものです。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案4件については、特別委員会に付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案4件については、令和7年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案4件については、特別委員会に付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月11日午後2時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午前11時29分）